

郡山市求職者職業訓練支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、求職者の就業機会の拡充及び雇用の安定を図るため、再就職又は転職を目指し求職者支援訓練及び離職者等再就職訓練（以下「訓練」という。）を受講する当該求職者に対し、当該訓練の受講に必要な経費に関し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者 公共職業安定所に求職申込を行い、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者
- (2) 求職者支援訓練 公共職業安定所長が指示した職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。）に基づく訓練をいう。
- (3) 離職者等再就職訓練 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める普通職業訓練の短期課程のうち、福島県が実施する離職者等再就職訓練をいう。

(補助金の交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に住所を有する者であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 再就職、転職、スキルアップを前提として職業能力等の向上を図ることを目的に求職者支援訓練を受講した者又は令和7年4月1日以後に離職者等再就職訓練の受講を開始した者
- (2) 補助金の交付の対象となる経費について、本補助金と同種のものであると市長が認める補助等を受けていない者

(補助金の交付の対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、求職者支援訓練及び離職者等再就職訓練に要する教科書代とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、20,000円を限度とする。

3 前項の規定により算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、訓練修了日の翌日から起算して3月以内に、郡山市求職者職業訓練支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 訓練を修了したことが確認できる証明書（訓練施設の長が発行したもの）の写し
- (2) 訓練に要した教科書代の支払いが確認できる領収書等の写し
- (3) ハローワーク受付票又はハローワークカードの写し
- (4) 就職支援計画書、受講指示書、受講推薦書等公共職業安定所長から受講あっせんを受けたことが分かるものの写し

(5) 個人情報利用及び調査に係る同意書（第2号様式）

(6) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定にする補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

（補助金の額の確定）

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額決定通知書は、省略するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。